事 務 連 絡 令和2年9月14日

各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部 御中

消防庁予防課

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止 について

標記について、経済産業省産業保安グループから別添により要請がありました。

つきましては、機会を捉え食品工場や業務用厨房施設が存する事業所に対し 別添の要請文書を参考に、ガス消費設備使用中の換気、点検等の一酸化炭素中 毒事故防止について注意喚起を行うようご配慮願います。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む)に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

消防庁予防課予防係

担当:吉田、西出

TEL: 03-5253-7523

経済産業省

2020産ガ安第11号 令和2年9月11日

総務省消防庁予防課長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請)

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費 設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項 について注意喚起を行うよう要請します。 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において都市ガス及び液化石油ガス(以下「ガス」という。)の消費設備による一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しています。

2020年は6月末時点で、1件(死者0名、症者7名)発生しているほか、2019年は8件(死者0名、症者14名)発生しています。2016年8月には、宮崎県の高校において、業務用ガスオーブンを使用した食品製造実習中に生徒13名及び教諭2名がCO中毒となる事故が発生しました。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中 毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対 して注意喚起をします。

記

- 1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気(給気及び排気の両方)を行うこと。特に夏期、 冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定され るため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。 なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
- 2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
- 3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用するとともに、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行い、長時間使用してい

なかったガス機器を使用する場合には、ガス漏れやガスの臭いがないかガス器具に損傷がないか、汚れがたまっていないか確認を行った上で機器の使用を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。さらに、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

- 4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置 (グリスフィルター) や、悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
- 5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。

参考1:2020年 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2:2019年 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考3:飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問い合わせ先:

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室 (食品工場) 03-3501-1706 ガス安全室 (業務用厨房施設等)

03 - 3501 - 4032